

## 海外レポート ～タイ編～

配信日 2018/3/23  
タイトレーニー 上田 裕貴

### 【はじめに】

タイでは製造業の進出は一服したものの、サービス業を中心に進出を検討される企業は依然として多く、小職もこれまでタイへ進出する際の注意点について様々な調査を行ってきました。また企業が順守すべき法律についても突然成立、変更されることもあり、事前にその情報をなかなか入手できないことも多々あります。

そこで今回はタイ進出を検討されるお客様向けにFS（実行可能性調査）の重要性、既に進出されているお客様向けに近々成立が予定されている2法案について自身の経験を踏まえてレポートいたします。

### 【FSの重要性～タイでのパートナー選定～】

昨今国内市場の縮小に対する危機感から、海外にビジネスチャンスを求める日系企業が増加しています。海外でビジネスチャンスを掴むためには、十分な事前調査を行うことが大変重要です。特にタイは進出している日系企業が多く、進出するだけでビジネスチャンスが得られるのではないかと考えている企業もいるとよく聞きます。

しかし、現実にはそう甘くありません。例えばタイを代表する日系企業の産業として自動車産業が挙げられます。大手自動車メーカーをはじめ、下請け会社に至るまで既に日系企業が多数タイに進出しており、サプライチェーンも完成されています。この完成されたサプライチェーンの中に新規で割って入るのは非常に困難です。いくら日本で取引があっても、「日本は日本、タイはタイ」という考え方が当たり前で、逆に価格競争は日本よりも厳しいとおっしゃる方もいます。

つまりタイに進出している日系企業が多いということは、タイで先駆者利益が残っている業界は少ないということを意味します。もちろん全ての業界が難しいわけではありません。そこで事前に自社の商品（サービス）がどこまでタイで通用する可能性があるのか調査する必要があります。これがいわゆるFSです。

私がお勧めする、FSで調査しておいた方がよいことを3段階に分けて簡単にご紹介します。

#### ステップ1（現地出張前の事前調査）

タイでの販路拡大を考えている商品（サービス）を選定し、販売ターゲット・販売方法をある程度仮説を立てて、調査を依頼。

⇒当行でも上記市場調査の相談を受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

## ステップ2（現地出張）

事前調査で得た情報を基に現地出張。実際に現場を見たり現地企業の方と面談を行ったりすることで、出張前に立てていた仮説を検証・修正する。

このステップ1～ステップ2では、2～3ヶ月程時間をかけて検証することをお勧めします。この段階で、あらゆる業界で日本製（日本品質）のものが溢れ返っているタイの現状を知り、頓挫される企業も多くいらっしゃいます。また人件費についても上昇傾向にあり、2018年4月からは最低賃金が更に上昇します。（地域毎に上昇率が異なり、最大で上昇率7.1%）

地域	2017年1月～ （パーツ/日）	2018年4月～ （パーツ/日）	上昇値（パーツ）	上昇率
チョンブリ	308	330	22	7.1%
ラヨン	308	330	22	7.1%
ブーケット	310	330	20	6.5%
チャチュンサオ	308	325	17	5.5%
バンコク	310	325	15	4.8%
ナコンパトム	310	325	15	4.8%
ノンタブリ	310	325	15	4.8%
パトゥムタニ	310	325	15	4.8%
サムットプラカーン	310	325	15	4.8%
サムットサコン	310	325	15	4.8%
全国平均	305.44	315.97	10.53	3.4%

※最低賃金上位10県を記載（出所）タイ労働省発表データを基に独自作成

もちろん仮説を立てたビジネスモデルを基に、直ぐに進出（法人設立等）をされるお客様も中にはいますが、多くの企業は独力で進出するには限界を感じ、頓挫してしまうのです。

そこで私がお勧めするのは以下の方法です。

## ステップ3（現地パートナーの探索・選定）

現地企業をM&Aもしくは現地企業とJV（Joint Venture）を組む

タイの場合、日本よりも比較的安価で企業を買収できるケースが多く、昨今はこのような方法でタイに進出をしたいと考えている企業、もしくは既に進出している企業も更なる販路拡大を目指してM&Aを検討したいと考えている企業から相談をよく受けます。

海外で、もしくは海外向けに商売を行うには、その国のことをよく分かっている人・企業と組むのが一番の近道ですが、問題はこの現地パートナーをどのように見つけるかということです。当行では様々なタイの日系企業・コンサル会社と情報交換を行っており、タイ進出を検討されている企業に現地パートナーについての情報提供を行った実績もございます。

またパートナーを見つけた後は企業間の契約書の締結など細部を決定する作業に入ります。契約書作成についてはタイの法律を熟知した弁護士等に依頼を行い、確実にリスクヘッジをすることをお勧めします。

タイでは BOI（タイ投資委員会）の制度を利用すれば、業種によっては独資でも会社設立は可能です。しかし独資で会社を設立した後明確なビジョンが無ければ、直ぐに行き詰まり最終的には撤退に追い込まれます。FS なんて当たり前だと思われる方が多いかもしれませんが、実際にきちんと FS を行っている企業のほうが少ないので、まずは海外進出を検討される際には一度当行にご相談頂ければと思います。

## 【タイの法制度について】

タイでは新法案が成立すれば、即日実施を求められることが度々あります。今回はタイに進出している日系企業に大きな影響を与える可能性のある2つの法案の内容・現在の動向についてレポートします。

### ＜移転価格税制法案＞

移転価格税制とは多国籍企業などの移転価格が、通常取引価格（独立企業間価格）と異なる場合に、通常取引価格に基づいて所得金額を算出し、課税する制度のことです。現在、世界的に法制度が整備され始めており、タイも例外ではありません。タイでは2018年1月に移転価格税制の修正法案が閣議承認されました。主な内容は以下の通りです。

- ①年商3,000万バーツ（日本円で約1億円）超の法人に対して、関連会社の情報と取引額を記載した付表を確定申告書に添付して提出する。
- ②税務当局の提出依頼から60日以内に移転価格文書を提出する。

そもそも移転価格税制は国家間の税金の取り合いと言われており、ある程度のバランスが必要とされています。タイでは今まで税金を徴収できていなかった赤字企業を対象に、関係会社間の取引を精査し追徴課税を命じられる可能性があります。

またタイの場合、通常取引価格（独立企業間価格）はタイ政府公認のデータベース会社（Business Online社）のデータを利用することが多いのですが、このデータベースはタイ企業のデータばかりで日系企業のデータがほとんど無いと言われています。

どのような運用がされるか実際に始まらないと分かりませんが、追徴課税を受ける企業が多くなるのではないかと専門家の間では言われており、今のうちにコンサル会社等に相談を行い、対策を立てている企業も増えています。

### ＜民商法典改正案＞

タイの会社法（民商法典）も改正の動きがあります。2017年10月17日にタイ内閣が商務省から提出された民商法改正草案を承認しました。

改正草案によると次項に記載する項目が新たにタイでも可能となる予定とのことです。

- 債務株式化（DES）
- 優先株式から普通株式への転換
- 最低発起人を3名から2名に変更
- 吸収合併
- 公募債の発行
- 優先株式の条件変更
- 自己株式の保有
- 株主総会定足数を3名から2名に変更
- 株式公募（第3者割当増資）
- 取締役や従業員等を対象とした第三者割当による新株発行

債務株式化や自己株式の取得など日本では当たり前のように出来ることがタイでは現状できません。今後正式に国会で承認され、法制化されればストラクチャー策定の際により幅のある柔軟な手法を検討することができるようになりますが、本法案はあくまで草案の段階であり、具体的にいつ法制化されるかは未定です。

特に移転価格税制法案については既存のビジネスに大きな影響を与える可能性があるため、今のうちに日本本社と情報を共有し、対策を立てることをお勧めします。

## 【最後に】

今回はタイ進出検討中のお客様と既に進出されているお客様のそれぞれに向けた情報をレポートいたしました。いずれも、最新の情報を集めておくことや、早めの段階で対策を検討することが重要です。海外ビジネスに関するご相談がございましたら、一度ご相談ください。

～ 本レポートに関するお問い合わせ先 ～

タイトレーニー 上田 裕貴（うえだ ゆうき）

住 所：カシコン銀行 バンコク パホンヨティン本店

16th floor, 400/22 Phahon Yothin Avenue, Bangkok 10400 Thailand

連絡先（携帯電話）：+66(0)92-256-3917

～ 海外ビジネスに関するご相談先 ～

池田泉州銀行 アジアチャイナ推進部

住 所：大阪市北区茶屋町 18-14

電 話：06-6375-3491 受付時間/平日 9:00～17:00

1.このレポートの内容は、情報の提供を目的としたものであり、本レポートに関連して生じた一切の損害について、株式会社池田泉州銀行（以下「当行」という）および当行グループは責任を負いません。ビジネスに係る最終決定はお客様ご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。

2.このレポートに記載されている情報には公開情報からの引用および著者の個人的見解が含まれておりません。かかる情報の正確性・適切性等について当行および当行グループは何らの検証も行っておらず、また、これを保証するものではありません。

3.このレポートの内容は、お客様限りでご使用下さい。当行および当行グループの事前承諾なく、本レポートの全部若しくは一部を引用または、複製、転送等により使用することを禁じます。